

介護サービス事業者賠償責任保険（特定感染症対応費用担保特約条項（介護サービス事業者特別約款用））

改定前	改定後												
<p>特定感染症対応費用担保特約条項（介護サービス事業者特別約款用）</p>	<p>特定感染症対応費用担保特約条項（介護サービス事業者特別約款用）</p>												
<p>第1条（保険金を支払う場合）</p> <p>(1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、サービス利用者が施設において「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が定める一類感染症、二類感染症、三類感染症 <u>または</u> 指定感染症（同法が定める一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り、）を発症したこと（以下「事故」といいます。）について、記名被保険者が次のいずれかの費用を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。ただし、<u>被保険者が</u>保健所その他の行政機関に届出または報告等 <u>を行った</u> 場合に限り、</p> <p>① 消毒費用 ② 検査費用 ③ 予防費用 ④ 通信費用</p> <p>(2) 当社は、<u>(1)の届出または報告等が</u>保険証券記載の保険期間中に <u>なされた</u> 場合に限り、保険金を支払います。</p>	<p>第1条（保険金を支払う場合）</p> <p>(1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、サービス利用者が施設において「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が定める一類感染症、二類感染症、三類感染症 <u>もしくは</u> 指定感染症（同法が定める一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り、）<u>または新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、以下同様とします。）</u>を発症したこと（以下「事故」といいます。）について、記名被保険者が次のいずれかの費用を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。ただし、<u>新型コロナウイルス感染症を除く感染症については、その発症について</u>保健所その他の行政機関に届出または報告等 <u>が行われた</u> 場合に限り、</p> <p>① 消毒費用 ② 検査費用 ③ 予防費用 ④ 通信費用</p> <p>(2) 当社は、<u>記名被保険者が</u>保険証券記載の保険期間中に <u>事故を認識した</u> 場合に限り、保険金を支払います。</p>												
<p>第2条（用語の定義）</p> <p>この特約条項において、次の用語の意味は、次の定義によります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th align="center">用語</th> <th align="center">定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消毒費用</td> <td>感染症の蔓延または再発を防止するために対象施設の消毒ならびに対象施設に備え付けられている什器備品、衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用のうち、当社が必要と認めたものをいいます。</td> </tr> <tr> <td>検査費用</td> <td>記名被保険者の使用人またはサービス利用者1名ごとに、初診の時から感染の有無を診断される時までの間において感染の有無を診断するために支出した医療費および交通費等の費用をいいます。ただし、診断後に支出</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	消毒費用	感染症の蔓延または再発を防止するために対象施設の消毒ならびに対象施設に備え付けられている什器備品、衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用のうち、当社が必要と認めたものをいいます。	検査費用	記名被保険者の使用人またはサービス利用者1名ごとに、初診の時から感染の有無を診断される時までの間において感染の有無を診断するために支出した医療費および交通費等の費用をいいます。ただし、診断後に支出	<p>第2条（用語の定義）</p> <p>この特約条項において、次の用語の意味は、次の定義によります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th align="center">用語</th> <th align="center">定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消毒費用</td> <td>感染症の蔓延または再発を防止するために対象施設の消毒ならびに対象施設に備え付けられている什器備品、衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用のうち、当社が必要と認めたものをいいます。</td> </tr> <tr> <td>検査費用</td> <td>記名被保険者の使用人またはサービス利用者1名ごとに、初診の時から感染の有無を診断される時までの間において感染の有無を診断するために支出した医療費および交通費等の費用をいいます。ただし、診断後に支出</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	消毒費用	感染症の蔓延または再発を防止するために対象施設の消毒ならびに対象施設に備え付けられている什器備品、衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用のうち、当社が必要と認めたものをいいます。	検査費用	記名被保険者の使用人またはサービス利用者1名ごとに、初診の時から感染の有無を診断される時までの間において感染の有無を診断するために支出した医療費および交通費等の費用をいいます。ただし、診断後に支出
用語	定義												
消毒費用	感染症の蔓延または再発を防止するために対象施設の消毒ならびに対象施設に備え付けられている什器備品、衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用のうち、当社が必要と認めたものをいいます。												
検査費用	記名被保険者の使用人またはサービス利用者1名ごとに、初診の時から感染の有無を診断される時までの間において感染の有無を診断するために支出した医療費および交通費等の費用をいいます。ただし、診断後に支出												
用語	定義												
消毒費用	感染症の蔓延または再発を防止するために対象施設の消毒ならびに対象施設に備え付けられている什器備品、衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用のうち、当社が必要と認めたものをいいます。												
検査費用	記名被保険者の使用人またはサービス利用者1名ごとに、初診の時から感染の有無を診断される時までの間において感染の有無を診断するために支出した医療費および交通費等の費用をいいます。ただし、診断後に支出												

介護サービス事業者賠償責任保険（特定感染症対応費用担保特約条項（介護サービス事業者特別約款用））

改定前			改定後																										
		したものを除きます。			したものを除きます。																								
予防費用		記名被保険者の使用人またはサービス利用者への感染拡大を防止するために支出した予防接種等の感染予防にかかる医療費のうち、当社が必要と認めたものをいいます。	予防費用		記名被保険者の使用人またはサービス利用者への感染拡大を防止するために支出した予防接種等の感染予防にかかる医療費のうち、当社が必要と認めたものをいいます。																								
通信費用		親族に対する事故の連絡に要した郵便代等の費用をいいます。	通信費用		親族に対する事故の連絡に要した郵便代等の費用をいいます。																								
親族		サービス利用者の3親等以内の親族または後見人をいい、それらの者の代理人を含みます。	親族		サービス利用者の3親等以内の親族または後見人をいい、それらの者の代理人を含みます。																								
<p>第3条（責任の限度）</p> <p>(1) 当社は、第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害の額が保険証券のこの特約条項の欄に記載の免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。</p> <p>(2) 当社が支払う（1）の保険金の額は、保険証券のこの特約条項の欄に記載の支払限度額を限度とします。</p>			<p>第3条（責任の限度）</p> <p>(1) 当社は、第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害の額が保険証券のこの特約条項の欄に記載の免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。</p> <p>(2) 当社が支払う（1）の保険金の額は、保険証券のこの特約条項の欄に記載の支払限度額を限度とします。</p>																										
<p>第4条（読替規定）</p> <p>(1) この特約条項においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>普通保険約款の規定</th> <th>読替前</th> <th>読替後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5条(保険責任の始期および終期)（3）、第10条（通知義務）（4）および（7）ならびに第18条（重大事由による解除）（3）</td> <td>発生した事故</td> <td><u>事故の届出または報告等がなされた事故</u></td> </tr> <tr> <td>第6条（告知義務）（3）③</td> <td>事故による損害の発生前</td> <td><u>事故の届出または報告等がなされる前</u></td> </tr> <tr> <td>第6条（4）、第10条（4）および（7）ならびに第18条（3）</td> <td>事故による損害の発生後</td> <td><u>事故の届出または報告等がなされた後</u></td> </tr> </tbody> </table>			普通保険約款の規定	読替前	読替後	第5条(保険責任の始期および終期)（3）、第10条（通知義務）（4）および（7）ならびに第18条（重大事由による解除）（3）	発生した事故	<u>事故の届出または報告等がなされた事故</u>	第6条（告知義務）（3）③	事故による損害の発生前	<u>事故の届出または報告等がなされる前</u>	第6条（4）、第10条（4）および（7）ならびに第18条（3）	事故による損害の発生後	<u>事故の届出または報告等がなされた後</u>	<p>第4条（読替規定）</p> <p>(1) この特約条項においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>普通保険約款の規定</th> <th>読替前</th> <th>読替後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5条(保険責任の始期および終期)（3）、第10条（通知義務）（4）および（7）ならびに第18条（重大事由による解除）（3）</td> <td>発生した事故</td> <td><u>記名被保険者が認識した事故</u></td> </tr> <tr> <td>第6条（告知義務）（3）③</td> <td>事故による損害の発生前</td> <td><u>記名被保険者によって事故が認識される前</u></td> </tr> <tr> <td>第6条（4）、第10条（4）および（7）ならびに第18条（3）</td> <td>事故による損害の発生後</td> <td><u>記名被保険者が事故を認識した後</u></td> </tr> </tbody> </table>			普通保険約款の規定	読替前	読替後	第5条(保険責任の始期および終期)（3）、第10条（通知義務）（4）および（7）ならびに第18条（重大事由による解除）（3）	発生した事故	<u>記名被保険者が認識した事故</u>	第6条（告知義務）（3）③	事故による損害の発生前	<u>記名被保険者によって事故が認識される前</u>	第6条（4）、第10条（4）および（7）ならびに第18条（3）	事故による損害の発生後	<u>記名被保険者が事故を認識した後</u>
普通保険約款の規定	読替前	読替後																											
第5条(保険責任の始期および終期)（3）、第10条（通知義務）（4）および（7）ならびに第18条（重大事由による解除）（3）	発生した事故	<u>事故の届出または報告等がなされた事故</u>																											
第6条（告知義務）（3）③	事故による損害の発生前	<u>事故の届出または報告等がなされる前</u>																											
第6条（4）、第10条（4）および（7）ならびに第18条（3）	事故による損害の発生後	<u>事故の届出または報告等がなされた後</u>																											
普通保険約款の規定	読替前	読替後																											
第5条(保険責任の始期および終期)（3）、第10条（通知義務）（4）および（7）ならびに第18条（重大事由による解除）（3）	発生した事故	<u>記名被保険者が認識した事故</u>																											
第6条（告知義務）（3）③	事故による損害の発生前	<u>記名被保険者によって事故が認識される前</u>																											
第6条（4）、第10条（4）および（7）ならびに第18条（3）	事故による損害の発生後	<u>記名被保険者が事故を認識した後</u>																											
<p>(2) この特約条項においては、保険料に関する規定の変更特約条項（以下「変更特約」といいます。）を下表のとおり読み替えます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更特約の規定</th> <th>読替前</th> <th>読替後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節第1条(保険料の</td> <td>生じた事故</td> <td><u>事故の届出または報告</u></td> </tr> </tbody> </table>			変更特約の規定	読替前	読替後	第2節第1条(保険料の	生じた事故	<u>事故の届出または報告</u>	<p>(2) この特約条項においては、保険料に関する規定の変更特約条項（以下「変更特約」といいます。）を下表のとおり読み替えます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更特約の規定</th> <th>読替前</th> <th>読替後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節第1条(保険料の</td> <td>生じた事故</td> <td><u>記名被保険者が認識し</u></td> </tr> </tbody> </table>			変更特約の規定	読替前	読替後	第2節第1条(保険料の	生じた事故	<u>記名被保険者が認識し</u>												
変更特約の規定	読替前	読替後																											
第2節第1条(保険料の	生じた事故	<u>事故の届出または報告</u>																											
変更特約の規定	読替前	読替後																											
第2節第1条(保険料の	生じた事故	<u>記名被保険者が認識し</u>																											

介護サービス事業者賠償責任保険（特定感染症対応費用担保特約条項（介護サービス事業者特別約款用））

改定前			改定後		
払込方法等）（２）、第２節第５条（第２回目以降の保険料不払の場合の免責等）（１）および第４節第１条（保険料の返還、追加または変更）（４）		<u>等がなされた事故</u>	払込方法等）（２）、第２節第５条（第２回目以降の保険料不払の場合の免責等）（１）および第４節第１条（保険料の返還、追加または変更）（４）		<u>た事故</u>
第２節第１条（３）②および（４）①ならびに第４節第４条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）（１）①、②および（２）	事故の発生の日	<u>事故の届出または報告等がなされた日</u>	第２節第１条（３）②および（４）①ならびに第４節第４条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）（１）①、②および（２）	事故の発生の日	<u>記名被保険者が事故を認識した日</u>
第３節第１条（保険料不払による保険契約の解除）（２）および第４節第４条（３）	発生した事故	<u>事故の届出または報告等がなされた事故</u>	第３節第１条（保険料不払による保険契約の解除）（２）および第４節第４条（３）	発生した事故	<u>記名被保険者が認識した事故</u>
第４節第４条（５）	事故が発生した	<u>事故の届出または報告等がなされた</u>	第４節第４条（５）	事故が発生した	<u>記名被保険者が事故を認識した</u>
第４節第４条（５）③	事故の発生の日時	<u>事故の届出または報告等がなされた日時</u>	第４節第４条（５）③	事故の発生の日時	<u>記名被保険者が事故を認識した日時</u>
第５条（普通保険約款等との関係） この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および介護サービス事業者特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。			第５条（普通保険約款等との関係） この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および介護サービス事業者特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。		